

要望書

平成 26 年 10 月 23 日

総務大臣
高市 早苗 殿

株式会社 IMS
代表取締役社長 高木 大輔

壱岐ビジョン株式会社
代表取締役 三須 久

株式会社エム. ビー. エス
代表取締役 蓬田 知

オーシャンブロードバンド株式会社
代表取締役 尾崎 英哉

関西ブロードバンド株式会社
代表取締役 三須 久

近畿コンピュータサービス株式会社
代表取締役 松井 喜久夫

Knet 株式会社
代表取締役 野村 泰豪

ZIP Telecom 株式会社
代表取締役 田辺 淳治

株式会社創風システム
代表取締役 石塚 修

ソフトバンクテレコム株式会社
ソフトバンク BB 株式会社
ソフトバンクモバイル株式会社
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

ディーシーエヌ株式会社
代表取締役社長 鎌倉 忍

株式会社ティエイエムインターネットサービス
代表取締役 荒木 敦

徳之島ビジョン株式会社
代表取締役 三須 久

株式会社長野県協同電算
代表取締役社長 芳坂 榮一

株式会社新潟通信サービス
代表取締役 本間 誠治

ネットワーク株式会社
代表取締役社長 前川 恵子

ビースリーソリューション株式会社
代表取締役 大道 啓史

BBIX 株式会社
代表取締役社長 宮川 潤一

ビー・ビー・バックボーン株式会社
代表取締役 宮川 潤一

株式会社ビッグ
代表取締役 大島 承虎

ブラステル株式会社
代表取締役 田辺 淳治

株式会社マイメディア
代表取締役 秀浦 実晴

ヤフー株式会社
代表取締役社長 宮坂 学

ワイモバイル株式会社
代表取締役社長 兼 CEO エリック・ガン

Wireless City Planning 株式会社
代表取締役社長 孫 正義

(五十音順)

平成 26 年 10 月 20 日に公表されました情報通信審議会 2020-ICT 基盤政策特別部会 「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」 答申（案）について、別紙のとおり要望いたします。

1. はじめに

本年2月3日付けで、総務大臣は、世界最高レベルの通信インフラの整備を目指し、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」について情報通信審議会に諮問しました。これを受けて、2020-ICT 基盤政策特別部会及び基本政策委員会が設置され、2020年代の情報通信政策のあるべき姿の構築に向けた政策を議論してきたものと理解しています。

そのような中、5月13日、日本電信電話株式会社殿（以下、NTT 持株殿）は、「光コラボレーションモデル」と称し、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、NTT 東西殿）による光アクセスの「サービス卸」の開始を発表し、6月19日には株式会社NTT ドコモ殿（以下、NTT ドコモ殿）がNTT 東西殿の「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせたサービスを提供したい旨を表明しました。「サービス卸」の在り方については、上記特別部会及び基本政策委員会において検討が進められ、答申（案）において、NTT 東西殿のボトルネック設備を用いて提供される「サービス卸」は「指定電気通信役務」に該当し、「一定の適正性・公平性・透明性が確保される」べきものと記載¹され、また禁止行為規制の適用事業者であるNTT ドコモ殿がNTT 東西殿の「サービス卸」と自らの移動通信サービスとを排他的に組み合わせて自己のサービスとしてセット割引を提供することは禁止行為の対象であることが示されたところです。

指定電気通信役務に対しては、相対契約による提供が可能となっており、NTT 東西殿も「サービス卸」の料金その他の提供条件については当初より非公表としています。しかしながら、仮にNTT 東西殿のボトルネック設備を利用した「サービス卸」を取引の不透明性を残したまま提供することになれば、後述のような多様なプレイヤーの参入や事業者間の競争が阻害されることとなり、我が国の光回線のさらなる利用率向上やイノベーション促進に寄与するものとは到底考えられません。従って、「サービス卸」の料金その他の提供条件については、総務省殿による個別の相対契約の料金や提供条件の検証では不十分であり、接続約款同様の規律（事前認可、相対取引の禁止、約款の公表等を義務付けること）を課し、公表する必要があります。

また、「サービス卸」を活用したNTT グループの連携サービス（特に禁止行為対象事業者であるNTT ドコモ殿による「セット割」）が実施された場合、グループ各社相互の市場支配力を

¹ 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて」答申（案）P21より

- ・「保障契約約款」の事前届出義務や公表義務等が課されている
- ・「サービス卸」の相対契約の料金その他の提供条件について、総務大臣が業務改善命令を発動することが可能
- ・NTT 東西殿は禁止行為規制の適用対象であり、「サービス卸」を提供する場合についても、特定の電気通信事業者に対する不当な優先的取扱い等が禁止されている

背景に NTT グループの顧客囲い込みが進展し、固定・移動体双方のマーケットシェアが硬直化すること、及び NTT グループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性が高いこと等、公正競争が阻害される恐れが極めて高いため、NTT グループによるセット割引の提供は認められるべきではありません。

2. 第一種指定電気通信設備を用いて提供する「サービス卸」の在り方

(提供料金及び提供条件の認可・公表、NTT グループ会社の優先的取扱いの禁止、NTT グループ内のセット割引の禁止等)

【国民負担の公共資産であるボトルネック設備】

NTT 持株殿は国が出資する特殊会社であり、NTT 東西殿は公社時代に国民負担で構築した公共資産としてのボトルネック設備を保有しています。答申（案）でも示されているとおり NTT 東西殿は依然として高いシェア（加入者回線（メタル・光ファイバ）設備シェア：83.7%）を維持しています。光アクセス「サービス卸」は、その市場支配力の源泉となっているボトルネック設備を含む第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであることから、特定の事業者を優遇することがないようにその提供条件を認可対象とし、公表して、国民に対する説明責任を十分に果たす必要があります。

【イノベーションや公正競争への悪影響】

NTT 持株殿は光アクセスの「サービス卸」はサービスプレイヤーの多様化を図り、新たなビジネスモデルを作っていくものであると主張していますが、多様なサービスプレイヤーが新たにビジネスモデルを検討するためには、「サービス卸」についてもサービスプレイヤーが自らメニューや提供条件を取捨選択できるよう予め公開されていることが重要です。仮に相対契約によりメニューや提供条件が公開されないとすれば、サービスプレイヤーはビジネスモデル検討段階においてそのメニュー等を検討することさえできず、却って新たなビジネスモデル創出の機会を逃し、ひいては利用者の利便向上を損ねる恐れがあります。

また、そもそも NTT ドコモ殿をはじめとする NTT グループ会社が NTT 東西殿の「サービス卸」を導入し、セット割引を提供することは、顧客囲い込みによる NTT グループの独占回帰につながり、公正競争上大きな問題があるうえ、提供条件が非公表であれば NTT グループ内の優先的取扱い等の懸念が増すばかりです。総務省殿において個別の相対契約の内容を検証したとしても、合意に至るまでの交渉過程で NTT グループ内での事前情報共有があったか等、契約書外で特定の事業者を優遇しているかどうかまでは検証できません。

さらに、「サービス卸」の取引について NTT 東西殿から NTT ドコモ殿に特別な営業支援策（販売奨励金等）を実施する等、料金等に影響を与えかねない条件が個別に設定された場

合、約款や契約書では確認できない特定の事業者の優遇を潜脱的に行うことが可能となります。

これら不透明な取引を通じた NTT グループ内の優遇が放置されてしまうことは、NTT グループの独占回帰を加速させ、その圧倒的な市場支配力に競争事業者は対抗できず、競争が著しく阻害される懸念があります。

3. 公正競争確保のための具体的要望

総務省殿におかれましては、多様なプレイヤーの競争を通じたイノベーションや地方創生を支えるため、ICT 基盤の更なる普及・発展に向けて、「サービス卸」の提供及び NTT グループ内の連携サービスについて、適正性・公平性・透明性を確保する観点から、以下の措置を講じるべきと考えます。

(1) 「サービス卸」に対する規律導入

- 適正性・公平性・透明性確保のため接続約款同様の規律を導入すること
(事前認可、相対取引の禁止、約款の公表等を義務付けること)

(2) NTT ドコモ殿による「セット割」禁止

- NTT グループ各社相互の市場支配力を背景に NTT グループの顧客囲い込みが進展し、NTT グループの独占回帰が懸念されることから、少なくとも、NTT ドコモ殿に課された「セット割」等排他的連携サービスの禁止に係る規制を徹底すること

(3) NTT グループ会社の優遇禁止

- 「サービス卸」を通じた NTT グループ一体での営業活動 (NTT ドコモ殿へ NTT 東西殿のリソースを転用) や業務連携、NTT グループ会社等への先行的な情報開示等、NTT 東西殿に課された禁止行為の監視・チェック体制等を強化すること
- NTT 東西殿から NTT グループ各社への営業支援策 (販売奨励金等) を通じた優遇を禁止すること

なお、上記事項が満たされないまま、なし崩し的に NTT 東西殿の「サービス卸」の提供及び NTT ドコモ殿による「セット割」等連携サービスの導入がなされることは公正競争環境を大きく損なうものであり、総務省殿において、制度整備前に「セット割」等連携サービスの導入がなされないよう、適切に指導頂くことを要望いたします。

以上